

## 【通所系・加算算定の留意事項】

### 初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定可能。

- 加算対象となるのは、30日間のうち利用者が実際に利用した日数
- 実績記録票に初期加算に関する『利用開始日・30日目の日付・当月算定日数』の記載をすること。
- 同一敷地内の他の指定事業所等への転所する場合は算定対象できない。

### 欠席時対応加算

利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合につき月4回まで算定可能。

- 急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日、当日に中止の連絡があった場合であるか。  
(営業日で。例)土日が営業日でない場合、金曜日に火曜日欠席の連絡は○)
- 電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続きの利用を促すなどの相談援助を行うとともに相談援助の内容を記録しているか。(以下の5項目)  
①連絡のあった日付 ②連絡してきた相手 ③連絡を受けた対応者 ④利用者の状況 ⑤次回の利用確認
- 当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は認められない。(食材料費等に対するキャンセル料を除く。)
- 実績記録票の備考欄に『欠席時対応加算』の対象であることを記載しているか。  
《欠席時対応加算(Ⅱ)【新設】》 94単位/回
- 放課後等デイサービスにおいて利用児童の体調不良などにより、結果的に短時間(30分以下)のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算(Ⅱ)の算定を可能とする。

### 訪問支援特別加算

概ね3ヶ月以上継続的に利用していた利用者が連続して5日間(営業日で)利用しなかった時に、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合につき月2回まで算定可能。

- 2回目を算定する場合は、算定後又は利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合のみ算定しているか。
- 個別支援計画等に基づきあらかじめ利用者の同意を得ているか。
- 訪問時の記録を残しているか。(訪問時間、連絡調整、働きかけの内容等)

### 送迎加算

- 送迎加算(Ⅰ)については、当該月において次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能
- 送迎加算(Ⅱ)については、当該月において次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能  
(ア)1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用  
(イ)週3回以上の送迎を実施
- 送迎は事業所と居宅間が望ましいが、事業所の最寄り駅や集合場所についても加算の対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要がある。
- 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として1事業所として取り扱う。(ただし、事業所ごとに送迎している場合は除く。)
- 施設入所者は送迎加算の対象者から除かれる。

### 食事提供体制加算

- 令和2年3月31日までの時限措置とされていたが、令和3年度報酬改定により延長
- 加算については、「食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱いについて」(平成22年8月19日付滋賀県障害福祉課長通知)の例によっているか。
- 食事提供体制加算は、食事を提供する体制のための加算であることから、利用者負担は、原則として原材料費相当の額であること。

## 福祉・介護職員処遇改善(特定)加算

- 令和2年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特定)加算について以下の内容で様式が変更。
  - ・福祉・介護職員処遇改善計画書及び福祉・介護職員等特定処遇改善計画書が統合。
  - ・根拠資料の提出は、保管の有無をチェックリストで確認することで原則不要。
- 令和3年4月以降の福祉・介護職員処遇改善(特定)加算について以下の内容で様式が変更。
  - ・加算の見込額の計算について、「報酬総単位数×単価÷12か月」から支払明細書等に基づく「報酬総額÷12か月」に変更
  - ・「経験・技能のある障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均と「他の障害福祉人材」の賃金改善に要する費用の平均の関係について「2倍以上」から「上回ること」に変更
  - ・処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに処遇改善特別加算は廃止する。
  - ・短期入所については、新たに短期入所としての加算率を設定する

障害福祉サービス事業者等 管理者 様

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課長  
(公 印 省 略)

食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱いについて（通知）

~~平素は、本県の障害福祉施策の推進に多大なご協力を頂き、誠にありがとうございます。さて、標記の件について下記のとおり整理しましたので、以後の取扱いに遺漏のないよう御子知願います。~~

~~つきましては、すでに食事提供体制加算を算定している事業所および今回新たに食事提供体制加算を算定しようとする事業所にあつては、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を平成 22 年 9 月 30 日（木）までに提出願います。~~

~~なお、期日までに提出がない場合は、当該加算に係る体制が確保できていないものとみなし、以後の加算算定は不可となりますので、併せて御子知願います。~~

記

一 食事提供体制加算の基本的な考え方

食事提供体制加算については、原則として当該施設内調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度過熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し運搬する方法も認められるものである。

この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。

なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。

## 二 施設で調理されたものを提供し食事提供体制加算を算定する場合

- ① 食事提供できる設備を整えること。
- ② 調理員を 2 時間／日以上配置すること。
- ③ 嗜好調査、給食会議などを定期的に行うこと。
- ④ 栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めること。
- ⑤ 感染症や食中毒が発生し、またはまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

## 三 外部委託等により施設外で調理されたものを提供し食事提供体制加算を算定する場合

### (1) 調理方式

クックチル、クックフリーズ、クックサーブ及び真空調理(真空パック)の四方式があること。

なお、施設外調理による食事提供業務を行う場合にあっては、常温(10℃以上、60℃未満)での運搬は衛生面での不安が払拭できないことから、クックチル、クックフリーズ又は真空調理(真空パック)が原則であり、クックサーブを行う場合には、調理加工施設が食事提供施設に近接していることが原則であるが、この場合にあっては HACCP の概念に基づく適切な衛生管理が行われている必要があること。

#### ア クックチル

クックチルとは、食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却(90 分以内に中心温度3℃以下まで冷却)を行い、冷蔵(3℃以下)により運搬、保管し、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

#### イ クックフリーズ

クックフリーズとは、食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍(マイナス18℃以下)により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

#### ウ クックサーブ

クックサーブとは、食材を加熱調理後、冷凍又は冷蔵せずに運搬し、速やかに提供することを前提とした調理方法であること。

#### エ 真空調理(真空パック)

真空調理(真空パック)とは、食材を真空包装のうえ低温にて加熱調理後、急速に冷却又は冷凍して、冷蔵又は冷凍により運搬、保管し、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がなされた調理方法であること。

### (2) クックチルで食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱い

- ① 食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却(90 分以内に中心温度3℃以下まで冷却)を行い、冷蔵(3℃以下)により運搬、保管し、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理を行うこと。
- ② 食事提供体制加算を算定しようとする施設において食事提供の責任者として、調理員を 2 時間／日以上配置すること。
- ③ 嗜好調査、給食会議を定期的に行うこと。

- (3) クックフリーズで食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱い
- ① 食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍(マイナス18℃以下)により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理を行うこと。
  - ② 食事提供体制加算を算定しようとする施設において食事提供の責任者として、調理員を2時間/日以上配置すること。
  - ③ 嗜好調査、給食会議を定期的に行うこと。
- (4) クックサーブで食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱い
- ① 食品の温度が一定に保たれるよう、保温容器を使用すること。
  - ② 食品の中心温度が 65℃以上あるいは 10℃以下に保たれている場合は、料理終了後から2時間までに喫食すること。常温での保存が可能な食品については、製造者はあらかじめ保存すべき温度を定め、その温度で保存し、料理終了後から1時間までに喫食すること。
  - ③ 製造者および食事提供施設は、食品の温度、製造時間及び消費時間の記録をとること。
  - ④ 食事提供体制加算を算定しようとする施設において食事提供の責任者として、調理員を2時間/日以上配置すること。
  - ⑤ 施設にて配置された調理員管理のもと配膳を行い『当該施設の最終責任の下で提供』すること。
  - ⑥ 嗜好調査、給食会議を定期的に行うこと。
- (5) 真空調理で食事提供体制加算を算定する際の具体的な取扱い
- ① 食材を真空包装のうえ低温にて加熱調理後、急速に冷却又は冷凍して、冷蔵又は冷凍により運搬、保管し、提供時に再加熱(中心温度75℃以上で1 分間以上)して提供することを前提とした調理を行うこと。
  - ② 食事提供体制加算を算定しようとする施設において食事提供の責任者として、調理員を2時間/日以上配置すること。
  - ③ 嗜好調査、給食会議を定期的に行うこと。

#### 【 根 拠 法 令 等 】

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚労告 523 号）  
（最終改正 平成 21 年 7 月 15 日厚労告 363 号）
- 保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）
- 「保護施設等における調理業務の委託について」の一部改正について  
（平成 12 年 3 月 22 日社援第 647 号）
- 病院、診療所等の業務委託について(平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号)  
（最終改定 平成 11 年 5 月 10 日経第 37 号）

■提出書類一覧

様式第5号 その1及び2 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

別紙1 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧

別紙2 従業者の勤務体制及び形態一覧

別紙9 食事提供体制加算に係る体制

■~~提出期限 平成22年9月30日(木)~~

■押印の上、必ず郵送にてご提出ください。

問い合わせ先

健康福祉部障害者福祉課

TEL 077-528-3544

FAX 077-528-4853

E-mail [ec0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:ec0002@pref.shiga.lg.jp)

平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

各指定就労継続支援 B 事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

就労継続支援 B 型サービス費における前年度の平均工賃月額加算について

平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より送付のありました「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A V o 1. 4 問 2（平成 30 年 7 月 30 日）」について、本県での取り扱いを下記のとおり整理いたしましたので、ご了解願います。

記

精神疾患による通院や身体障害によるリハビリテーション等、特定の障害や疾患等により医師の診断等に基づき、通年かつ毎週 1 回以上の通院等が必要な利用者がいる場合、その利用者について就労継続支援 B 型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外することができるものとする。

なお、本取り扱いは平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

●「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A V o 1. 5（平成 30 年 12 月 17 日）」抜粋

（就労継続支援 B 型サービス費の区分）

問 2 就労継続支援 B 型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、就労継続支援 B 型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、事業所の努力では利用者の利用日数を増やせないため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することになっている。

この考えに基づけば、同様に、通年かつ毎週、定期的に通院をしながら就労継続支援 B 型を利用している者についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することは可能か。

（答）

人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援 B 型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援 B 型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外する。

また、サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要が生じた利用者についても、実際に通院が始まった月の計算から除外する。

ただし、これらの利用者について、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外せずに計算することも認められる。なお、除外する場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなど継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させることとする。

事 務 連 絡

平成 30 年 (2018 年) 6 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業所管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

就労継続支援 B 型の目標工賃達成指導員配置加算の要件について

平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の障害福祉サービス等報酬改定にて、就労継続支援 B 型サービス費の基本報酬が平均工賃月額に応じた設定となり、工賃向上に大きく資する制度となりました。

これまで、本県では各事業所における工賃向上に向けた取り組みをより確実なものとするため、目標工賃達成指導員については、県が開催する目標工賃達成指導員の資質向上のためのセミナー（目標工賃達成指導員導入研修、以下、「研修」という。）の受講を要件としてきたところです。

今回の報酬改定により、工賃向上のための取り組みの実効性は一定確保されるものと考えておりますので、本県の独自要件を見直し、平成 30 年 4 月 1 日より目標工賃達成指導員が研修を受講していなくても、加算を算定できるものとしますので、ご了知願います。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係 中島

Tel : 077-528-3544



滋 障 福 第 2 2 3 4 号  
平成 30 年(2018 年)12 月 14 日

各障害福祉サービス事業所等 管理者様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害福祉サービス事業所等における預り金等の適正な管理の徹底について

今般、県内共同生活援助事業所（グループホーム）において、職員が利用者の利用料等の預り金を横領していた事実が発生しました。

今回の事案は、複数人によるチェック体制で出納事務が行われていなかった等、基本的な管理体制が十分でなかったことにより、不正が行われ、さらに発覚が遅れたものです。

各事業所においては、今一度、利用者からの預り金を含む現金等の取扱いについて管理体制の確認および適正な管理の徹底をお願いします。

なお、国からの預り金に関する通知（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」）で適正な出納管理として下記の点が最低限必要な要件として示されていますので、留意願います。

#### 記

- (1) 責任者および補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- (2) 適正な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- (3) 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係 TEL : 077-528-3544 FAX : 077-528-4853
---

事 務 連 絡  
平成 28 年（2016 年）3 月 24 日

各指定生活介護事業所管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

### 生活介護事業所における医師の配置について

生活介護事業所における医師の配置については、基準省令において、「利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置することとする。」とされており、その解釈通知において、「必要な数を配置とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。」とされているところです。

このたび、この「必要な数」について、厚生労働省に確認したところ、「配置という以上は、毎月最低月 1 回の勤務予定は通常求められる」との見解が示されたところでありますので、本県といたしましても、今後、月 1 回以上勤務していただくよう求めてまいります。

なお、医師配置に関しては、報酬上、医師未配置減算がありますが、勤務の条件等、明確な基準が示されていない現時点においては、嘱託医が確保されている場合は当該減算を適用しない取扱いとします。

あわせて、配置医師については、協力医療機関とは別に嘱託契約を締結していただくとともに、4 月 15 日までに御提出をお願いしている実績報告書の添付書類「従業者の勤務体制及び形態一覧表」に契約している嘱託医の氏名を御記入くださいますよう、併せてお願いします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係 田中  
TEL : 077-528-3544

事 務 連 絡  
平成 29 年 11 月 21 日

指定就労移行支援事業所 管理者様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長

就労アセスメントを実施するための就労移行支援サービスの利用について

平素は、本県の障害福祉施策の推進に多大な御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 27 年度以降、就労継続支援 B 型サービスの利用に当たっては、就労移行支援事業所が行う就労アセスメントの結果、B 型利用が適当であるとの判断により B 型が利用できるとされています。

今般、就労移行支援事業所での就労アセスメントの際に、サービス目的が明確であること（就労アセスメントを行うため）、かつ、短期の利用であることを理由として、就労移行支援計画（個別支援計画）を作成しないことは可能かとの問い合わせがありました。

障害福祉サービスの提供については、個別支援計画に基づいて行うこととされていますので、就労アセスメントに係る就労移行支援サービスの提供の際にも個別支援計画の作成が必要となります。また、その他利用契約の締結などサービス提供にあたって行う事務手続きも同様に必要となりますので、適切な対応をお願いします。

なお、当通知以降に実施された就労アセスメントに伴う就労移行支援サービスの提供について、個別支援計画が作成されていない場合は、個別支援計画未作成等減算の対象として取り扱いますので、ご承知おきください。

担当

滋賀県障害福祉課

企画・指導係 三木

電話：077-528-3544

事 務 連 絡  
平成 30 年 (2018 年) 6 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業者等 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

### 変更届出書の受理方法の変更について

平素は本県の障害福祉施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業所の名称や所在地など、厚生労働省令で定める事項に変更があった際には、変更のあった日から 10 日以内に変更内容を変更届出書により届け出ることとなっています。

これまで、変更届出書を受理した際には、受理通知を各事業所あて送付してきたところですが、今般業務省力化のため、下記のとおり変更届出書受理にかかる事務処理を変更することとしますので、御承知おきください。

なお、これまでと同様に、記載事項、添付書類等に不備がある場合は、届出を受理することはできませんので、ご注意願います。

### 記

変更前 変更届出書の受理通知を各事業所に送付



変更後 原則受理通知の送付をとりやめ  
ただし、希望する事業所に対しては受理通知にかわり  
変更届出書に受付印を押印したものの写しを送付  
(写しの送付を希望する場合は返信用封筒が必要)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係  
Tel : 077-528-3544

事 務 連 絡  
平成 30 年（2018 年）5 月 16 日

各指定障害福祉サービス事業者等 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

滋賀県国民健康保険団体連合会が提供する電子請求受付システムによる  
事業所台帳参照機能の追加について（通知）

平素は本県の障害福祉施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連合会）が提供されている電子請求受付システム（以下「システム」という。）において、平成 30 年 5 月 1 日から事業所台帳を参照できる機能が追加されました。当該機能の追加により、これまで「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」または「障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書」（体制届）をもとに当課で変更（入力）していた事業所台帳の情報を各事業所で確認していただくことができますので、当課が体制届を受理した際に送付していた通知については、今後、システムによる確認に変更し、今年度受理分から発出しませんので御承知おきください。

なお、毎月 15 日までに届け出いただいた情報については、原則、翌月の末日までに本県から国保連合会に提供しますので、システムによる事業所台帳の参照は当該日以降に行っていただきますようお願いいたします。

担当  
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係  
電話 077-528-3544

事 務 連 絡  
平成 30 年（2018 年）7 月 25 日

各指定障害福祉サービス事業者等 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

### 運営規程に定める営業日について（注意喚起）

平素は本県の障害福祉施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所等ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならないとされており、当該運営規程により事業所の営業日を定めていただいているところです。

この営業日には、指定障害福祉サービス等の提供として、レクリエーション行事等を通常の開所日と異なる日（週休日等）に開催される場合も含み、指定障害福祉サービス等を提供される日はすべて営業日として運営規程に定めていただく必要がありますので、改めて御了知くださるようお願いいたします。

なお、この取扱いにより運営規程を変更される場合は、変更後、その旨を本県あて届け出いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 運営規程への掲載例

##### 営業日

月曜日から金曜日までとする。

ただし、レクリエーション行事等の実施のため、上記以外の日を営業日とすることがある。

（その場合、支給決定障害者（または通所給付決定保護者）等に周知を行う。）

担当

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課  
企画・指導係

電話 077-528-3544

(参考様式)

## 事 故 報 告 書

年 月 日

滋賀県

あて

(設置者の名称)

(代表者職・氏名)

印

(事故が発生した事業所の名称)

下記のとおり事故が発生しましたので報告します。

### 記

利用者氏名	(男・女)	生年月日	
支給決定市町		利用サービス名	
事故発生日時	年 月 日 ( 曜日)	時 分 頃	
事故発生場所			
事故の種別	死亡、重症、誤飲・誤食・誤薬、ケガ(軽度)、食中毒、 感染症・アレルギー、所在不明、その他( )		
事故の状況			
事故に対する対応			
再発防止策			
治療(通院)期間	年 月 日 ( 曜日) ~	年 月 日 ( 曜日)	
事業所の担当者名		連絡先	
備考			